

県北広域振興局長告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月1日

県北広域振興局長 高橋 信

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市寺里第30地割24番3並びに24番3地先認定 外道路及び認定外水路	43.00	4.00	平成25年9月12日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。